

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

改定 (表紙)

土木工事出来形管理基準

令和3年4月

発行年月の修正

東京都水道局

現行 (表紙)

土木工事出来形管理基準

令和元年5月

東京都水道局

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

改定 (P 3)

第1章 総 則

1 目 的

この基準は、東京都水道局「配水管工事標準仕様書」1-3-1に規定する工事の出来形に関する施工管理の方法を定めることを目的とする。

2 適用範囲

- (1) この基準は、東京都水道局が施行する請負工事に適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合や、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。
- (2) 治山、林道工事については別に定める特記仕様書による。
- (3) 完成後管理者に移管する構造物等の施工管理については、当該事業主体の定める基準によることができる。

3 管理の実施

- (1) 受注者は、工事着手に先立ち、工事施工計画書の中に施工管理計画及び施工管理責任者を定める。ただし、軽易な工事等で監督員の承諾を得た場合は、「主要現場従事者等届」の職務分担表に施工管理責任者を明らかにすることをもちえて代えることができる。
- (2) 施工管理責任者は、当該工事の内容を把握し、適切な施工管理を行う。
- (3) 出来形の管理は、設計値を目標として行うものとし、個々の測定値は規格値を満足するものとする。
- (4) 出来形の測定は、施工と並行して管理の目的が達せられるよう速やかに実施する。
- (5) 受注者は、設計値と測定値が対比できるように記録した出来形図又は測定結果表等について、水道工事事用書類・様式の記載例集を参考に作成し、提出するものとする。
- (6) 受注者は、測定値が設計（規格）値に対し偏向を示したり、バラつきが大きい場合は直ちに原因を究明し、改善策を講じて、監督員に報告のうえ、その指示を受けること。なお、規格値を外れた場合も同様とする。

現行 (P 3)

第1章 総 則

1 目 的

この基準は、東京都水道局「配水管工事標準仕様書」1-3-1に規定する工事の出来形に関する施工管理の方法を定めることを目的とする。

2 適用範囲

この基準は、東京都水道局が施行する請負工事に適用する。

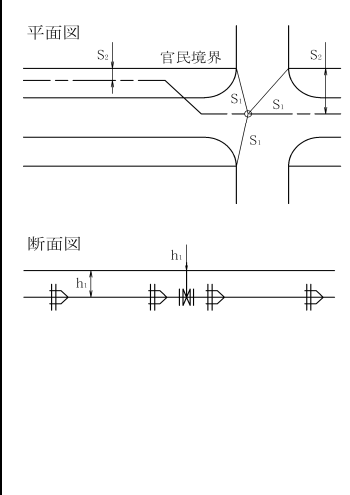
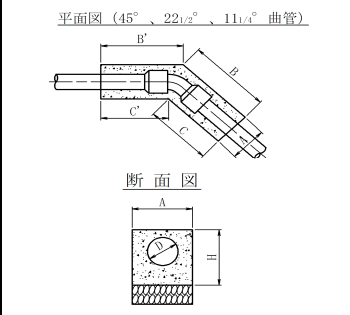
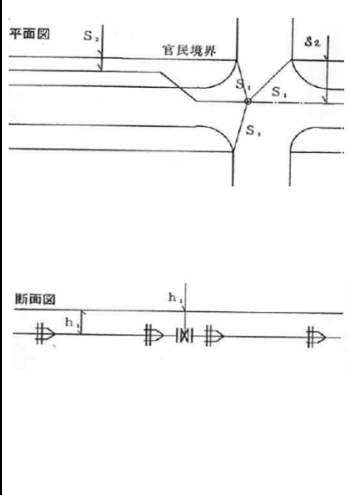
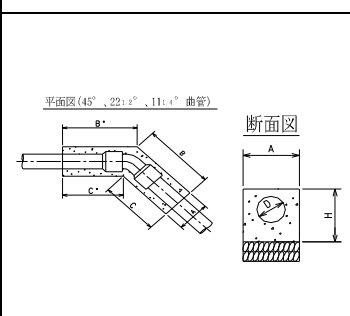
ただし、当局が施行する請負工事のうち治山、林道工事については別に定める「治山・林道工事施工管理基準」を適用する。

また、完成後管理者に移管する構造物等の施工管理については、当該事業主体の定める基準によることができる。

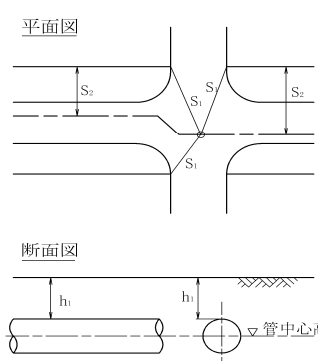
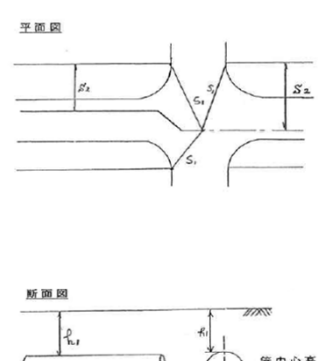
3 管理の実施

- (1) 受注者は、工事着手に先立ち、工事施工計画書の中に施工管理計画及び施工管理責任者を定める。ただし、軽易な工事等で監督員の承諾を得た場合は、「主要現場従事者等届」の職務分担表に施工管理責任者を明らかにすることをもちえて代えることができる。
- (2) 施工管理責任者は、当該工事の内容を把握し、適切な施工管理を行う。
- (3) 出来形の管理は、設計値を目標として行うものとし、個々の測定値は規格値を満足するものとする。
- (4) 出来形の測定は、施工と並行して管理の目的が達せられるよう速やかに実施する。
- (5) 受注者は、設計値と測定値が対比できるように記録した出来形図又は測定結果表を作成するものとする。
- (6) 出来形が規格値を外れた場合、受注者は改善策をたて、監督員に報告のうえ、措置について指示を受けるものとする。

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

改定 (P 6 - 7)						
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所	
工事	工種	測定項目				
配水管工事 呼び径 350 以下	配管工	延長 新設 撤去 使用廃止	100m未満 ± 90 100m以上 ± ℓ / 1000	路線ごとに測定する。		
		オフセット (S ₁)	± 30			維持管理上重要なポイントになるので、固定点から3点測定し、正確なものを図示する。 始点、終点、T字管、曲管 (45° 以上)、付属施設 (使用廃止管を含む。)
		占用位置 (S ₂)	± 30			
		土被 (h ₁)	± 30			一般部はおおむね50mごとに標準的な位置で1箇所測定する。 設計図に明示した伏越し等、特殊部及び付属施設については全箇所測定する。
	管防護工	コンクリート断面 (A、B、B'、C、C'、H)	断面 0～+ 50 延長 0～+ 50	幅 0～+ 50 厚さ 0～+ 50	実施箇所ごと測定する。 既設埋設物等の関係で標準防護ができない場合は、別途防護計算により形状を確定する。	
		基礎工 (砕石基礎)	幅 0～+ 50 厚さ 0～+ 50			
現行 (P 6 - 7)						
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所	
工事	工種	測定項目				
配水管工事 配水小管	配管工	延長 新設 撤去 使用廃止	100m未満 ± 90 100m以上 ± ℓ / 1000	路線ごとに測定する。		
		オフセット (S ₁)	± 30			維持管理上重要なポイントになるので、固定点から3点測定し、正確なものを図示する。 始点、終点、T字管、曲管 (45° 以上)、付属施設 (使用廃止管を含む。)
		占用位置 (S ₂)	± 30			
		土被 (h ₁)	± 30			一般部はおおむね50mごとに標準的な位置で1箇所測定する。 設計図に明示した伏越し等、特殊部及び付属施設については全箇所測定する。
	管防護工	コンクリート断面 (A、B、B'、C、C'、H)	断面 0～+ 50 延長 0～+ 50	幅 0～+ 50 厚さ 0～+ 50	実施箇所ごと測定する。 既設埋設物等の関係で標準防護ができない場合は、別途防護計算により形状を確定する。	
		基礎工 (砕石基礎)	幅 0～+ 50 厚さ 0～+ 50			
削除			幅 0～+ 50 厚さ 0～+ 50			

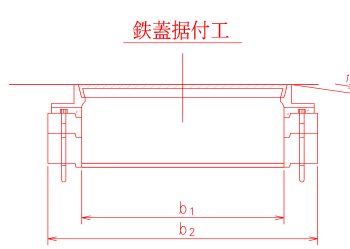
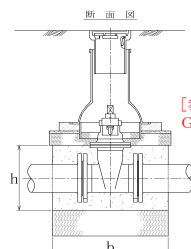
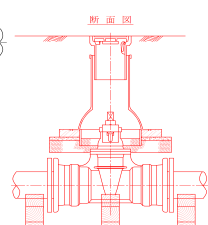
土木工事出来形管理基準 新旧対照表

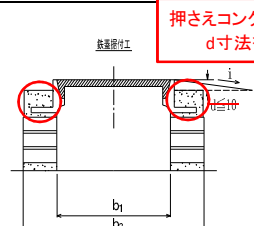
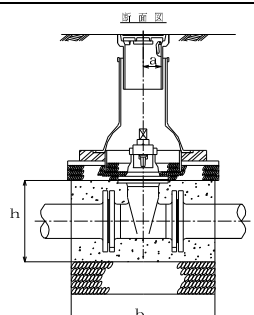
改定 (P 8 - 9)							
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所		
工事	工種	測定項目					
配水管工事 呼び径 400以上	配管工	延長 新設 撤去 使用廃止	500m未満 ±100	路線ごとに測定する。			
			500m以上 ±200				
		オフセット (S ₁)	±30			維持管理上重要なポイントになるので、固定点から3点測定し、正確なものを図示する。 始点、終点、T字管、曲管 (11/4°以上)、付属施設 (使用廃止管を含む。)	
		占用位置 (S ₂)	±30				
		土被 (h ₁)	±30				
	管中心高						
	管防護工	コンクリート断面 (A、B、C、L、H)	断面 0～+50 延長 0～+50				実施箇所ごとに測定する。 埋設物等の関係で標準防護ができない場合は、別途防護計算により形状を確定する。
			管下高 (h)			±50	
		基礎工 (碎石基礎)	幅 0～+50 厚さ 0～+50				
			幅 0～+50 厚さ 0～+50				
現行 (P 8 - 9)							
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所		
工事	工種	測定項目					
配水管工事 配水管	配管工	延長 新設 撤去 使用廃止	500m未満 ±100	路線ごとに測定する。			
			500m以上 ±200				
		オフセット (S ₁)	±30			維持管理上重要なポイントになるので、固定点から3点測定し、正確なものを図示する。 始点、終点、T字管、曲管 (11/4°以上)、付属施設 (使用廃止管を含む。)	
		占用位置 (S ₂)	±30				
		土被 (h ₁)	±30				
	管中心高						
	管防護工	コンクリート断面 (A、B、C、L、H)	断面 0～+50 延長 0～+50				実施箇所ごとに測定する。 埋設物等の関係で標準防護ができない場合は、別途防護計算により形状を確定する。
			管下高 (h)			±50	
		基礎工 (碎石基礎)	幅 0～+50 厚さ 0～+50				
			幅 0～+50 厚さ 0～+50				

名称を変更

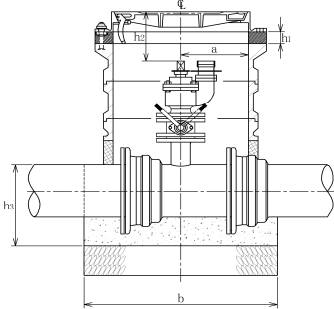
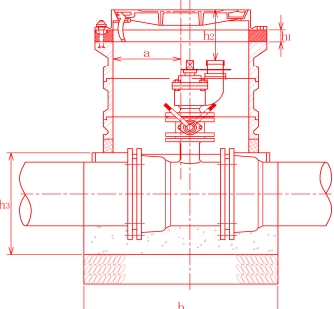
削除

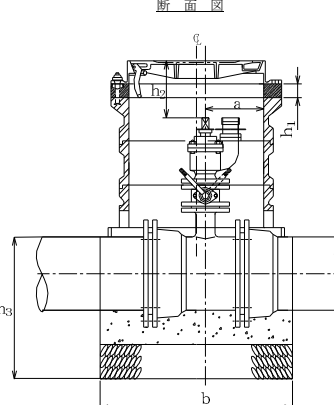
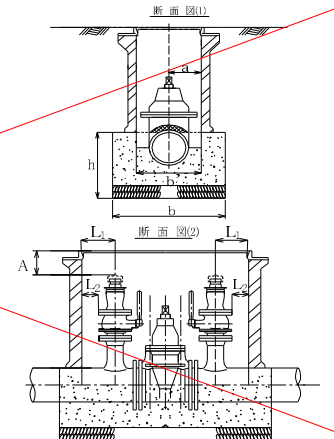
土木工事出来形管理基準 新旧対照表

改定 (P10-11)					
工事	測定対象		規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所
	工種	測定項目			
配水管工事 各種弁室築造工	共通項目	基礎工 (砕石基礎)	幅 0～+50 厚さ 0～+50	実施箇所ごとに測定する。	 <p style="text-align: center;">鉄蓋据付工</p>
		鉄蓋据付工	レンガ又はブロック (b1) 内寸法 ±10 (b2) 外寸法 0～+20 直段差 ±0 鉄蓋と舗装のすり付け前の段差 すり付け勾配 (i) おおむね 3%以内とする。		
制水弁		基礎部 (コンクリート: 管軸、管直角方向) (h、b) (フランジ型制水弁のみ)	幅 0～+50 厚さ 0～+50	実施箇所ごとに測定する。	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>断面図 フランジ型制水弁 (JIS弁)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>断面図 [参考] GX型制水弁 (ソフトシール弁)</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> GX形制水弁を追加 </div>

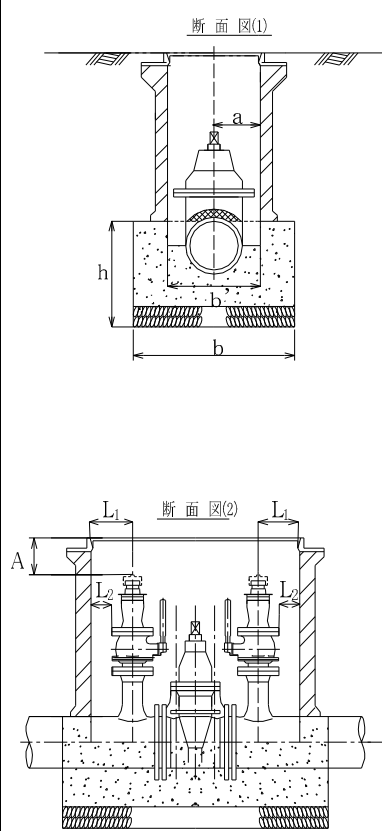
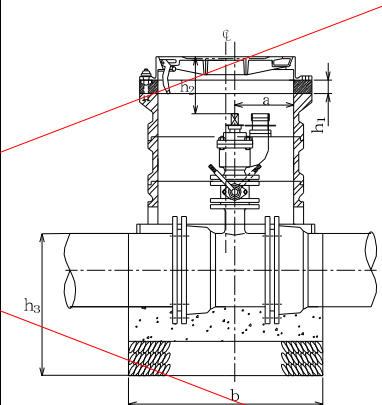
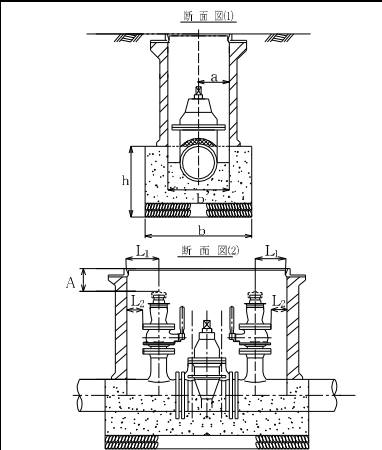
現行 (P10-11)						
工事	測定対象		規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所	
	工種	測定項目				
配水管工事 各種弁室築造工	共通項目	基礎工 (砕石基礎)	幅 0～+50 厚さ 0～+50	実施箇所ごとに測定する。	 <p style="text-align: center;">鉄蓋据付工</p>	
		基礎工 (割栗石基礎)	幅 0～+50 厚さ 0～+50			削除
		目地厚	±5			
	鉄蓋据付工	レンガ又はブロック (b1) 内寸法 ±10 (b2) 外寸法 0～+20 直段差 ±0 鉄蓋と舗装のすり付け前の段差 (d) +10 以内、 すり付け勾配 (i) おおむね 3%とする。	削除	押さえコンクリート及び d寸法を削除		
フランジ型制水弁 ソフトシール型制水弁	弁キョウ (a)	弁類の芯から 管軸方向±30 管直角方向±30 ※道路勾配がある場合は、 適用除外	幅 0～+50 厚さ 0～+50	実施箇所ごとに測定する。	 <p>断面図</p>	

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

改定 (P 1 2 - 1 3)					
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所
工事	工種	測定項目			
配水管工事 各種弁室築造工	消火栓室	基礎部 (コンクリート: 管軸、管直角方向) (h_3 、 b)	幅 0 ~ + 50 厚さ 0 ~ + 50	実施箇所ごとに測定する。 側塊の積み重ねは、ズレがないことを確認する。	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red;">φ100~250mmの断面を追加</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red;">断面図 (φ100~250の場合)</div> 
		<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red;">修正</div> 無収縮 モルタル厚 (h_1)	標準図のとおり ※勾配がある場合は、厚みが少ない箇所にて測定する。		<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red;">断面図 (φ300、350の場合)</div> 
		ブロック (a)	弁類の芯から 管軸方向 ±50 管直角方向 ±30		<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red;">側塊についての 管理基準を追記</div>
		開閉軸の深さ (h_2)	標準図のとおり		<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red;">※中心 (スピンドル) から40mm芯がずれる。</div>

現行 (P 1 2 - 1 3)						
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所	
工事	工種	測定項目				
配水管工事 各種弁室築造工	消火栓室	基礎部 (コンクリート: 管軸、管直角方向) (h_3 、 b)	幅 0 ~ + 50 厚さ 0 ~ + 50	実施箇所ごとに測定する。	断面図 	
		<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red;">モルタル厚 (h_1)</div>	標準図のとおり ※勾配がある場合は、厚みが少ない箇所にて測定する。			
		ブロック (a)	弁類の芯から 管軸方向 ±50 管直角方向 ±30			
		開閉軸の深さ (h_2)	標準図のとおり			
区画量水器室	基礎部 (コンクリート: 管軸、管直角方向) (h、b、b')	幅 0 ~ + 50 厚さ 0 ~ + 50	標準図のとおり	実施箇所ごとに測定する。	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red;">区画量水器をp.14~15に移動</div>	
					ボックス内寸法 ($L1$、$L2$)	標準図のとおり
					ブロック (a)	弁類の芯から 管軸方向 ±50 管直角方向 ±30
					キャップ高さ (A)	標準図のとおり
						

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

改定 (P 1 4 - 1 5)						
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所	
工事	工種	測定項目				
配水管工事 各種弁室築造工	区画量水器室	基礎部 (コンクリート: 管軸、管直角方向) (h、b、b')	幅 0~+50 厚さ 0~+50	実施箇所ごとに測定する。 側塊の積み重ねは、ズレがないことを確認する。 側塊についての管理基準を追記		
		ボックス内寸法 (L1)	標準図のとおり			
		ブロック (a)	弁類の芯から 管軸方向 ±50 管直角方向 ±30			
		キャップ高さ (A)	標準図のとおり			
現行 (P 1 2 - 1 3)						
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所	
工事	工種	測定項目				
配水管工事 各種弁室築造工	消火栓室	基礎部 (コンクリート: 管軸、管直角方向) (h ₃ 、b)	幅 0~+50 厚さ 0~+50	実施箇所ごとに測定する。 消火栓室を削除		
		モルタル厚 (h ₁)	標準図のとおり ※勾配がある場合は、厚みが少ない箇所測定する			
		ブロック (a)	弁類の芯から 管軸方向 ±50 管直角方向 ±30			
		開閉軸の深さ (h ₂)	標準図のとおり			
	区画量水器室	区画量水器室	基礎部 (コンクリート: 管軸、管直角方向) (h、b、b')	幅 0~+50 厚さ 0~+50	実施箇所ごとに測定する。 側塊の積み重ねは、ズレがないことを確認する。 側塊についての管理基準を追記	
			ボックス内寸法 (L1、L2)	標準図のとおり		
			ブロック (a)	弁類の芯から 管軸方向 ±50 管直角方向 ±30		
			キャップ高さ (A)	標準図のとおり		

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

改定 (P 1 6 - 1 7)					
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所
工事	工種	測定項目			
配水管工事 各種弁室築造工	玉押し対応型 急速空気弁	基礎部 (コンクリート：管軸、管直角方向) (h_3 、 b 、 b')	幅 さ 0～+ 50 厚 さ 0～+ 50	実施箇所ごとに測定する。 側塊の積み重ねは、ズレがないことを確認する。	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">玉押し対応型の仕様に変更</div> 断面図
		側塊 (a)	弁類の芯から 管軸方向 ± 50 管直角方向 ± 30		
		頂版下端～開閉軸 (h_2)	標準図のとおり		
現行 (P 1 4 - 1 5)					
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所
工事	工種	測定項目			
配水管工事 各種弁室築造工	空気弁室	基礎部 (コンクリート：管軸、管直角方向) (h_3 、 b 、 b')	幅 さ 0～+ 50 厚 さ 0～+ 50	実施箇所ごとに測定する。	断面図
		足掛金物 (h_1)	標準図のとおり		
		側塊 (a)	弁類の芯から 管軸方向 ± 50 管直角方向 ± 30		
		(双口空気弁室のみ) 頂版下端～開閉軸 (h_2)	標準図のとおり		
	制水弁室	基礎部 (コンクリート：管軸、管直角方向) (h_3 、 b 、 b')	幅 さ 0～+ 50 厚 さ 0～+ 50	制水弁室はp.18～19に移動	断面図
		壁体部 (コンクリート：管軸、管直角方向) (b_1 、 b_2 、 h_2 、 t)	内・外寸法 ± 30 高さ ± 30 壁厚 - 5～+ 10		
		側塊 (a)	弁類の芯から 管軸方向 ± 50 管直角方向 ± 30		
		開閉軸及び足掛金物の深さ (h_1)	標準図のとおり		

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

改定 (P18-19)					
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所
工事	工種	測定項目			
配水管工事 各種弁室築造工	プレキャスト製 制水弁室	基礎部 (コンクリート：管軸、管直角方向) (h_3 、 b)	幅 さ 0～+50 厚 さ 0～+50	実施箇所ごとに測定する。 側塊の積み重ねは、ズレがないことを確認する。	
		側塊 (a)	弁類の芯から 管軸方向 ±50 管直角方向 ±30		
		開閉軸の深さ (h_1)	標準図のとおり		
	現場打ち制水弁室	基礎部 (コンクリート：管軸、管直角方向) (h_3 、 b 、 b') 壁体部 (コンクリート：管軸、管直角方向) (b_1 、 b_2 、 h_2 、 t)	幅 さ 0～+50 厚 さ 0～+50 内・外寸法 ±30 高 さ ±30 壁 厚 -5～+10		
側塊 (a)	弁類の芯から 管軸方向 ±50 管直角方向 ±30	側塊についての 管理基準を追記			
開閉軸及び足掛金物の深さ (h_1)	標準図のとおり				
現行 (P14-15)					
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所
工事	工種	測定項目			
配水管工事 各種弁室築造工	空気弁室	基礎部 (コンクリート：管軸、管直角方向) (h_3 、 b 、 b')	幅 さ 0～+50 厚 さ 0～+50	実施箇所ごとに測定する。	
		足掛金物 (h_1)	標準図のとおり		
		側塊 (a)	弁類の芯から 管軸方向 ±50 管直角方向 ±30		
		(双口空気弁室のみ) 頂版下端～開閉軸 (h_2)	標準図のとおり		
	制水弁室	基礎部 (コンクリート：管軸、管直角方向) (h_3 、 b 、 b')	幅 さ 0～+50 厚 さ 0～+50		
壁体部 (コンクリート：管軸、管直角方向) (b_1 、 b_2 、 h_2 、 t)	内・外寸法 ±30 高 さ ±30 壁 厚 -5～+10				
側塊 (a)	弁類の芯から 管軸方向 ±50 管直角方向 ±30				
開閉軸及び足掛金物の深さ (h_1)	標準図のとおり				

プレキャスト製制水弁室を追加

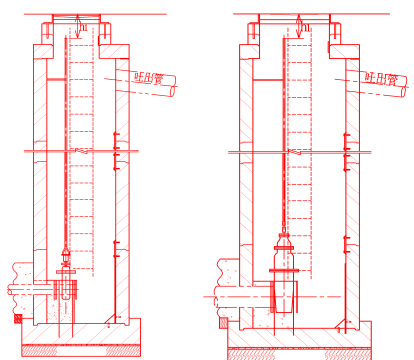
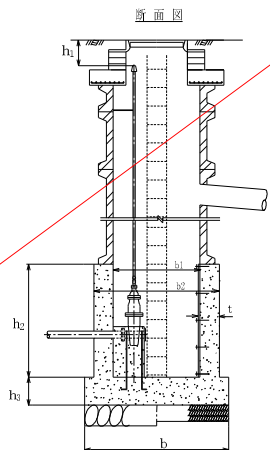
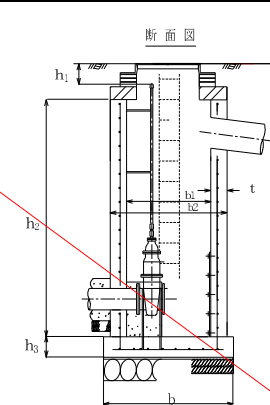
実施箇所ごとに測定する。
側塊の積み重ねは、ズレがないことを確認する。

実施箇所ごとに測定する。
側塊の積み重ねは、ズレがないことを確認する。

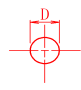
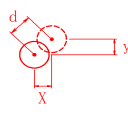
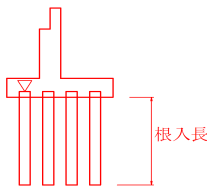
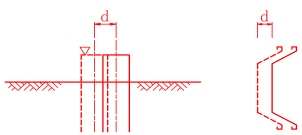
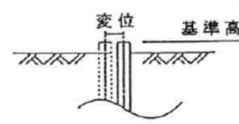
側塊についての
管理基準を追記

空気弁室はp.16～17に移動し
プレキャスト製制水弁室を追加

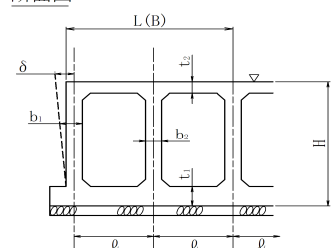
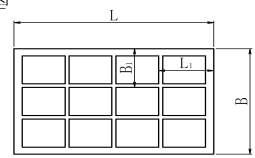
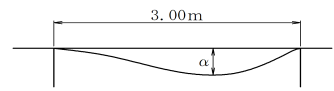
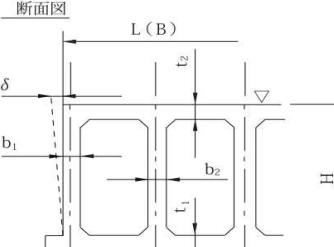
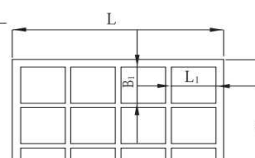
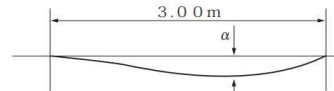
土木工事出来形管理基準 新旧対照表

改定 (P 2 0 - 2 1)						
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所	
工事	工種	測定項目				
配水管工事 各種弁室築造工	プレキャスト製 排水室II型 IV型 V型	開閉軸の深さ (h1)	標準図のとおり	実施箇所ごとに測定する。 側塊の積み重ねは、ズレがないことを確認する。	<p>断面図 (II型) 断面図 (IV型)</p>  <p>プレキャスト製排水室に変更</p>	
現行 (P 1 6 - 1 7)						
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所	
工事	工種	測定項目				
配水管工事 各種弁室築造工	排水室 (II型)	基礎部 (コンクリート: 管軸、管直角方向) (b、b ₁ 、b ₂ 、h ₂ 、h ₃ 、t)	幅 0 ~ + 50 内・外寸法 ± 30 厚さ 0 ~ + 50 高さ ± 30 壁厚 - 5 ~ ± 10	実施箇所ごとに測定する。	<p>断面図</p> 	
		梯子高さ、開閉軸高さ (h1)	標準図のとおり			
	排水室 (IV型) (V型)	基礎部 (コンクリート: 管軸、管直角方向) (h ₃ 、b)	幅 0 ~ + 50 厚さ 0 ~ + 50			<p>断面図</p> 
		壁体部 (コンクリート: 管軸、管直角方向) (b ₁ 、b ₂ 、h ₃ 、t)	内・外寸法 ± 30 高さ ± 30 壁厚 - 5 ~ + 10			
	梯子高さ、開閉軸高さ (h1)	標準図のとおり				

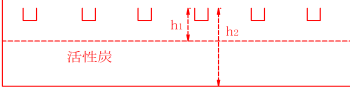
土木工事出来形管理基準 新旧対照表

改定 (P 2 4 - 2 5)							
工事	測定対象		規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所		
	工種	測定項目					
水道施設 構造 物 工事 (浄水場・給水所・ポンプ場)	既製杭工 場所打杭工	基準高 ▽ (共通)	± 50	既製杭工と場所打杭工を併記	全数について杭中心で測定する。 D: 杭径 		
		偏心量 (d) (共通)	既製杭: D/4かつ100以内 場所打杭: 100以内			$d = \sqrt{(x^2 + y^2)}$ 	
		根入長 (共通)	設計値以上				
		杭径 D (場所打杭)	設計値 (公称径) 以上				(場所打杭) 杭径について、全周回転型オー ケーシング工法の場合は、「設計 機 (公称径) -30以上」とする。 
		傾斜 (共通)	1/100以内				
	砕石基礎	幅厚さ	設計値以上 -30	200㎡に1箇所の割合で測定する。			
	割栗石基礎	幅厚さ	設計値以上 -30				
	矢板工 (任意仮設は除く)	基準高 ▽	± 50	基準高は施工延長40mにつき1 箇所、延長40m以下のものは1施 工箇所につき2箇所測定する。 基準からのずれは、施工延長20 mにつき1箇所、延長20m以下 のものは1施工箇所につき2箇所測 定する。	図を変更		
		基準値からのずれ (d)	100以内				
		項目名を変更	根入長				設計値以上
現行 (P 2 0 - 2 1)							
工事	測定対象		規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所		
	工種	測定項目					
水道施設 構造 物 工事 (浄水場・給水所・ポンプ場)	基礎工 基礎杭	基準高	± 50	全部について測定する。	D : 杭径		
		偏心量 (a)	2方向ともD/4かつ100 mm以内。				
	砕石基礎	幅厚さ	0～+50 0～+50	200㎡に1箇所の割合で測定する。	t : 厚さ	削除	
	割栗石基礎	幅厚さ	0～+50 0～+50				
	矢板工	基準高	± 50	基準高は施工延長40mにつき1 箇所、延長40m以下のものは1施 工箇所につき2箇所測定する。 変位は、施工延長20mにつき1 箇所、延長20m以下のものは1施 工箇所につき2箇所測定する。			
変位 (ずれ)		100					

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

改定 (P 2 6 - 2 7)					
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所
工事	工種	測定項目			
水道施設構造物工事 (浄水場・給水所・ポンプ場)	鉄筋及びPCCコンクリート構造物 1) 各部材の寸法	基準高	± 25	1ブロック当たり3～5箇所測定する。	<p style="color: red; font-size: small;">※ 1ブロックとは、コンクリート打設量から決定する打設1ブロック当たりの延長又は20mの小さい方とする。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">1ブロックの定義を追加</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">断面図</div>  <div style="margin-bottom: 10px;">平面図</div>  </div>
		壁体の鉛直のずれ (δ)	± 30	1面につき2～3箇所測定する。	
		支間寸法 (ℓ)	+ 30 - 25	1ブロック当たり、総支間数の1/20の割合で測定する。	
		断面寸法 ① 柱・桁及び類似部材の断面寸法又は壁・床版・頂版及び類似部材の厚さ (b ₁ 、b ₂ 、t ₁ 、t ₂)	規定寸法の2%以内及び + 10 - 5	①柱・桁類 1ブロック当たり、総数の各1/10の割合で測定する。 ②壁類 1ブロック当たり、総壁枚(面)数の各1/10の割合で測定する。ただし、側壁は1面につき2～3箇所測定する。 ③床版・頂版類 1ブロック当たり、3～5箇所測定する。	
	② 平面長 (L ₁ 、L ₂ 、B、B ₁)	規定寸法の±1/1000	① 1ブロックの縦・横方向の各箇所測定する。 ② 1池(区画)全長の縦・横方の各2箇所測定する。		
③ 高さ (H)	± 25	1ブロック当たり、3～5箇所測定する。			
2) 仕上がり面	平坦性 (α) (床版・頂版) ① 金ゴテ仕上げ ② 木ゴテ仕上げ	± 5 ± 7	直線定規等を3m区間に当てて測定したとき。 施工規模に応じて、50～200㎡に1地点		
現行 (P 2 2 - 2 3)					
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所
工事	工種	測定項目			
水道施設構造物工事 (浄水場・給水所・ポンプ場)	鉄筋及びPCCコンクリート構造物 1) 各部材の寸法	基準高	± 25	1ブロック当たり3～5箇所測定する。	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">断面図</div>  <div style="margin-bottom: 10px;">平面図</div>  </div>
		壁体の鉛直のずれ (δ)	± 30	1面につき2～3箇所測定する。	
		支間寸法 (ℓ)	+ 30 - 25	1ブロック当たり、総支間数の1/20の割合で測定する。	
		断面寸法 ① 柱・桁及び類似部材の断面寸法又は壁・床版・頂版及び類似部材の厚さ (b ₁ 、b ₂ 、t ₁ 、t ₂)	規定寸法の2%以内及び + 10 - 5	①柱・桁類 1ブロック当たり、総数の各1/10の割合で測定する。 ②壁類 1ブロック当たり、総壁枚(面)数の各1/10の割合で測定する。ただし、側壁は1面につき2～3箇所測定する。 ③床版・頂版類 1ブロック当たり、3～5箇所測定する。	
	② 平面長 (L ₁ 、L ₂ 、B、B ₁)	規定寸法の±1/1000	① 1ブロックの縦・横方向の各箇所測定する。 ② 1池(区画)全長の縦・横方の各2箇所測定する。		
③ 高さ (H)	± 25	1ブロック当たり、3～5箇所測定する。			
2) 仕上がり面	平坦性 (α) (床版・頂版) ① 金ゴテ仕上げ ② 木ゴテ仕上げ	± 5 ± 7	直線定規等を3m区間に当てて測定したとき。 施工規模に応じて、50～200㎡に1地点		

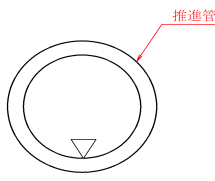
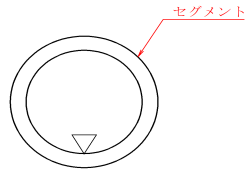
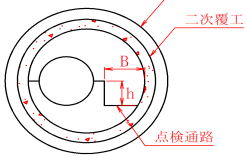
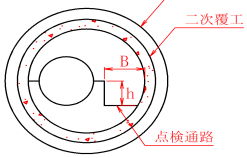
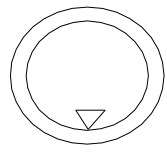
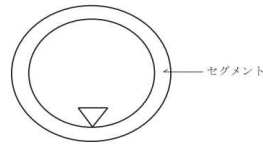
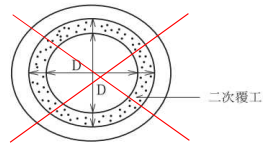
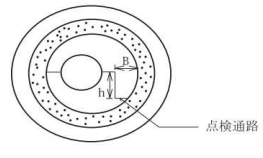
土木工事出来形管理基準 新旧対照表

改定 (P 3 0 - 3 1)																																															
工 事	測 定 対 象		規 格 値 (単 位 mm)	管 理 基 準	測 定 箇 所																																										
	工 種	測 定 項 目																																													
水 道 施 設 構 造 物 工 事 (浄 水 場 ・ 給 水 所 ・ ポ ン プ 場)	薬品貯蔵槽ライ ニング補修																																														
	FRPライニング	ライニング厚さ	0 ~ +5	1面当たり5箇所測定又は30 ㎡当たり5箇所測定																																											
	ろ過砂敷均し (更生) アスベスト敷均し	敷均し厚さ (各ろ材の層厚を合計した全ろ 層厚)	0 ~ +20	1池当たり8箇所測定し、その 平均値とする。 測定は、洗浄後とする。																																											
	粒状活性炭 引き抜き工	引き抜き厚さ	0 ~ +50	<ul style="list-style-type: none"> ・ 壁面、トラフ等の洗浄及び下 部集水装置の点検が完了した状 態で、活性炭の引き抜き厚さ ($h_2 - h_1$) を測定する。 ・ 測定は、半池のトラフ毎に3 箇所行うこととする。(平面図 参照) ・ 出来形の測定値は、全測定箇 所の平均値とする。 	平面図 <table border="1" style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse;"> <tr><td>16</td><td>13</td><td>10</td><td>7</td><td>4</td><td>1</td></tr> <tr><td>17</td><td>14</td><td>11</td><td>8</td><td>5</td><td>2</td></tr> <tr><td>18</td><td>15</td><td>12</td><td>9</td><td>6</td><td>3</td></tr> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;">トラフ</td></tr> <tr><td>34</td><td>31</td><td>28</td><td>25</td><td>22</td><td>19</td></tr> <tr><td>35</td><td>32</td><td>29</td><td>26</td><td>23</td><td>20</td></tr> <tr><td>36</td><td>33</td><td>30</td><td>27</td><td>24</td><td>21</td></tr> </table>	16	13	10	7	4	1	17	14	11	8	5	2	18	15	12	9	6	3	トラフ						34	31	28	25	22	19	35	32	29	26	23	20	36	33	30	27	24	21
16	13	10	7	4	1																																										
17	14	11	8	5	2																																										
18	15	12	9	6	3																																										
トラフ																																															
34	31	28	25	22	19																																										
35	32	29	26	23	20																																										
36	33	30	27	24	21																																										
	粒状活性炭 敷き込み工	敷き均し厚さ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 逆流洗浄後、表層の微粉炭を 排除した状態で測定 (h_1) す る。 ・ 測定は、半池のトラフ毎に3 箇所行うこととする。(平面図 参照) ・ 出来形の測定値は、全測定箇 所の平均値とする。 	断面図 																																										
現行 (P 2 6 - 2 7)																																															
工 事	測 定 対 象		規 格 値 (単 位 mm)	管 理 基 準	測 定 箇 所																																										
	工 種	測 定 項 目																																													
水 道 施 設 構 造 物 工 事 (浄 水 場 ・ 給 水 所 ・ ポ ン プ 場)	薬品貯蔵槽ライ ニング補修																																														
	FRPライニング	ライニング厚さ	0 ~ +5	1面当たり5箇所測定又は30 ㎡当たり5箇所測定																																											
	ろ過砂敷均し (更生) アスベスト敷均し	敷均し厚さ (各ろ材の層厚を合計した全ろ 層厚)	0 ~ +20	1池当たり8箇所測定し、その 平均値とする。 測定は、洗浄後とする。																																											
	粒状活性炭	敷均し厚さ	0 ~ +50	粒状活性炭層の厚さは逆流洗浄 後、表層の微粉炭を排除した状 態で測定する。																																											

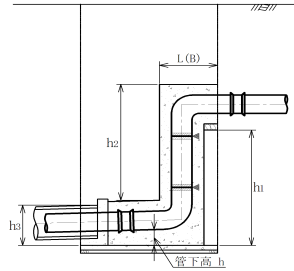
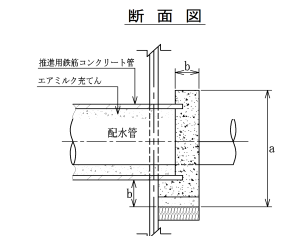
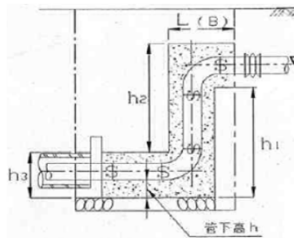
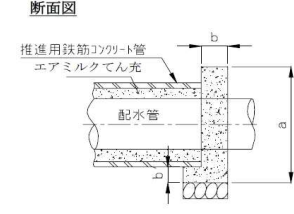
土木工事出来形管理基準 新旧対照表

改定 (P 3 2 - 3 3)					
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所
工事	工種	測定項目			
シールド ・ 推進 工事 (立坑)	ニューマチック ケーソン立坑	基準高 ▽	± 100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定する。	
		ケーソンの長さ (L)	- 50		
		ケーソンの幅 (W)	- 50		
		ケーソンの高さ (h)	- 100		
		ケーソンの壁厚 (t ₁ 、 t ₂)	- 20		
		偏心値 (d)	300以内		
	地下連続壁立坑	基準高 ▽	± 50	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">柱列式と壁式を併記</div> 基準高は施工延長40mごとに1箇所。40m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定。 基準線からのずれは施工延長20mごとに1箇所。20m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定。	
		連壁の長さ (ℓ)	- 50		
		基準線からのずれ (d)	柱列式: D/4以内 壁式: 300以内		
		壁体長 (L)	- 200		
		連壁の厚さ (a)	- 20		
	管理立坑 (本設)	基準高 ▽	- 50	設計図に表示のある主要寸法について測定する。	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">追加</div>
		立坑の長さ (内寸法) (L)	- 30		
		立坑の幅 (a)	- 30		
		立坑の高さ (h)	- 50		
		〃 (h ₁ 、 h ₂ 、 h ₃)	± 20		
		立坑の壁厚 (t ₁)	- 20		
		立坑のスラブ厚 (t ₂)	± 20		
現行 (P 2 8 - 2 9)					
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所
工事	工種	測定項目			
シールド ・ 推進 工事 (立坑)	ニューマチック ケーソン立坑	基準高	± 100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定する。	
		ケーソンの長さ (L)	- 50		
		ケーソンの幅 (W)	- 50		
		ケーソンの高さ (h)	- 100		
		ケーソンの壁厚 (t ₁ 、 t ₂)	- 20		
		偏心値 (d)	300		
	地下連続壁立坑	偏心値 (c / h)	$C / h \leq 1 / 500$	ガイドウォール施工後測定する。	
		連壁の高さ (h)	- 50		
		連壁の内寸法 ℓ (B)	- 30		
		連壁の厚さ (a)	- 20		
	管理立坑 (本設)	基準高	- 50	設計図に表示のある主要寸法について測定する。	
		立坑の長さ (内寸法) (L)	- 30		
		立坑の幅 (a)	- 30		
		立坑の高さ (h)	- 50		
		〃 (h ₁ 、 h ₂ 、 h ₃)	± 20		
		立坑の壁厚 (t ₁)	- 20		
	立坑のスラブ厚 (t ₂)	± 20			

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

改定 (P 3 4 - 3 5)						
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所	
工事	工種	測定項目				
シールド・推進工事(工法)	推進工法	基準高 ▽	± 5 0	管理基準を変更		
		中心線の偏位 (水平方向) \varnothing	± 1 0 0 ただし刃口推進の場合は ± 1 5 0			
		延長 (L) (立坑間)	- 2 0 0	変化点ごとに測定するものとし、さや管内配管に支障とならないようにする。		
	シールド工法	(一次覆工)	基準高 ▽	± 1 0 0		
		(一次覆工)	中心線の偏位 (水平方向) (\varnothing)	± 1 0 0		
		(一次覆工)	真円度	水平及び垂直方向 ± 5 0		
		(一次覆工)	延長 (L) (立坑間)	- 1 0 0	トンネル内配管に支障とならないようにする。	
		(二次覆工)	中心線の偏位 (\varnothing)	± 5 0	二次覆工の中心線の偏位、仕上がり内径は、施工延長 5 0 mにつき 1 箇所測定 (水平、垂直の内径) する。 ※点検通路方式の場合に限る。	
		(二次覆工)	仕上がり内径	± 1 0		
			点検通路幅 (B)	± 2 0		延長 5 0 m ごとに 1 箇所の割合で測定する。 延長 5 0 m 未満の場合は、2 箇所測定する。
			点検通路高さ (h)	± 2 0		
	現行 (P 3 0 - 3 1)					
	測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所
	工事	工種	測定項目			
シールド・推進工事(工法)	推進工法	基準高	± 5 0	基準高、中心線の偏位は、管 5 本ごとに測定する。		
		中心線の偏位 (水平方向) \varnothing	± 1 0 0 ただし刃口推進の場合は ± 1 5 0			
		延長 (L)	± 1 0 0			延長 1 0 m ごとに 1 箇所の割合で測定する。(変化点はすべて測定する。)
	シールド工法	(一次覆工)	基準高	± 5 0	一次覆工の基準高 (管底高) 中心線の偏位は、5 リングにつき 1 箇所測定する。	
		(一次覆工)	中心線の偏位 (水平方向) (\varnothing)	± 1 0 0		
		(一次覆工)	真円度	水平及び垂直方向 ± 5 0		
		(一次覆工)	延長 (L)	± 1 0 0	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">削除</div> 	
		(二次覆工)	中心線の偏位 (\varnothing)	± 5 0		
		(二次覆工)	仕上がり内径	± 1 0		
			点検通路幅 (B)	± 2 0		
			点検通路高さ (h)	± 2 0		
				延長 5 0 m ごとに 1 箇所の割合で測定する。 延長 5 0 m 未満の場合は、2 箇所測定する。		

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

改定 (P 3 6 - 3 7)					
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所
工事	工種	測定項目			
シールド・推進工事	配管工	延長 (立坑間)	-100	測定項目及び規格値を変更	管理基準を変更
		管中心高	±30		
	管防護工	断面 (幅、厚さ等) (L、B、h ₁ 、h ₂ 、h ₃)	0～+50	実施箇所ごとに測定する。	
		管下高 (h)	±50		
	管閉塞工	断面 (幅、厚さ等) (a、b、b')	±30	実施箇所ごとに測定する。	<p>断面図</p> 
	現行 (P 3 2 - 3 3)				
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所
工事	工種	測定項目			
シールド・推進工事	配管工	延長	±100	延長50mごとに1箇所の割合で測定する。 延長50m未満の場合は、2箇所測定する。	
		管中心高	±30		
	管防護工	断面 (幅、厚さ等) (L、B、h ₁ 、h ₂ 、h ₃)	0～+50	実施箇所ごとに測定する。	
		管下高 (h)	±50		
	管閉塞工	断面 (幅、厚さ等) (a、b、b')	±30	実施箇所ごとに測定する。	<p>断面図</p> 

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

改定 (P 4 0 - 4 1)					
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所
工事	工種	測定項目			
水管 橋 工事	橋台工	基準高	± 2 0	規格値を変更	<p>橋軸方向の断面寸法は、中央及び両端部、その他設計図に表示のある主要寸法について測定する。</p>
		橋台の天端長 (L ₁)	- 5 0		
		橋台の敷長 (L ₂)	- 5 0		
		橋台の天端幅 (a ₁ 、a ₂) (橋軸方向)	- 1 0		
		橋台の敷幅 (a ₃) (橋軸方向)	- 5 0		
		橋台の高さ (h ₁)	- 5 0		
		胸壁の高さ (h ₂)	- 3 0		
		底版の高さ (h ₃)	- 2 0		
		控壁の厚さ (t)	- 2 0		
		胸壁間距離 L	± 3 0		
		中心線に対するずれ (δ ₁) (橋軸方向)	± 3 0		
		中心線に対するずれ (δ ₂) (橋軸直角方向)	± 3 0		
		現行 (P 3 6 - 3 7)			
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所
工事	工種	測定項目			
水管 橋 工事	橋台工	基準高	± 2 0	規格値を変更	<p>橋軸方向の断面寸法は、中央及び両端部、その他設計図に表示のある主要寸法について測定する。</p>
		橋台の天端長 (L ₁)	- 3 0		
		橋台の敷長 (L ₂)	- 3 0		
		橋台の天端幅 (a ₁ 、a ₂) (橋軸方向)	- 1 0		
		橋台の敷幅 (a ₃) (橋軸方向)	- 3 0		
		橋台の高さ (h ₁)	- 3 0		
		胸壁の高さ (h ₂)	- 2 0		
		床版の高さ (h ₃)	- 2 0		
		控壁の厚さ (t)	- 2 0		
		胸壁間距離 L	± 3 0		
		中心線に対するずれ (δ ₁) (橋軸方向)	± 3 0		
		中心線に対するずれ (δ ₂) (橋軸直角方向)	± 3 0		

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

改定 (P 4 8 - 4 9)							
測定対象			規格値 (単位 mm)		管理基準	測定箇所	
工事	工種	測定項目	個々の測定値	平均値			
舗装工事	共通	舗装面積 (本復旧)	設計値以上		※舗装種別毎に一覧表を作成し、集計する。 公道の場合は、各道路管理者の基準による。局用地等の場合は、土木施工管理基準(東京都建設局)による。 なお、これによりがたい場合は、監督員と協議の上決定する。 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center; color: red;">規格値、管理基準についての記載内容を変更</div>		
	下層路盤	基準高					
		幅					
		厚さ					
	上層路盤	幅					
		厚さ					
	基層 (アスファルト舗装)	幅					
		厚さ					
	表層 (アスファルト舗装)	幅		右記参照			
		厚さ					
		平坦性					
	コンクリート舗装	幅					
		厚さ					
		平坦性					
	歩道路盤	基準高					
幅							
厚さ							
歩道 (アスファルト舗装)	幅						
	厚さ						

現行 (P 4 4 - 4 5)							
測定対象			規格値 (単位 mm)		管理基準	測定箇所	
工事	工種	測定項目	個々の測定値	平均値			
舗装工事	共通	舗装面積 (本復旧)	設計値以上		※舗装種別毎に一覧表を作成し、集計する。 (注) (1) 路盤材(アスファルト処理混合物を除く)の高さ、厚さは、施工延長40mに1箇所割合で測定する。施工延長が40m以下のものは、2箇所測定する。 (2) 粒度調整砕石、セメント処理混合物及び粒度調整スラグの締固め度は、最大乾燥密度に対する百分率で表す。なお、最大乾燥密度 JIS A 1210 (突固めによる土の締固め試験方法)により求める。 (3) アスファルト混合物の締固め度は、基準密度(配水管工事標準仕様書の3.5.13、4)に対する百分率で表す。 (4) コアの採取1組は、3個以上とする。 (5) 資料の採取箇所は監督員の指示とする。 (6) 締固め度、粒度、アスファルト量は、試料3個の測定値の平均値X3を標準としており、規格値を外れた場合は、アスファルト舗装要綱等のX6、X10によることができる。なお、粒度、アスファルト量の試験に用いるコアは、厚さ及び密度の測定した後のコアを用いてよい。 (7) 上表の厚さの規格値は、各層に対するもので舗装の総厚の平均値は設計値を満足するものとする。 (8) 改質アスファルトを使用した場合は、2,000㎡につき試料1個(直径20cm×5cm)を採取し、ホイールトラック試験を行う。動的安定度試験は、3,000回/mm以上とする。 (9) 現場透水量試験は、低騒音、排水性舗装及び透水性歩道舗装に行い、1,000㎡につき1組(3箇所以上/組)(試験省略限度500㎡未満)の割合で行う。		
	下層路盤 (クワッシュアン) (クワッシュスラグ)	路床高		±40以内			
		厚さ		-45以内			-15以内
	(粒度調整砕石)	厚さ		-25以内			-8以内
		締固め度		96.5%以上			500㎡につき1箇所測定する。 限度 300㎡
	(セメント処理混合物)	厚さ		-25以内			-8以内
		締固め度		96.5%以上			500㎡につき1箇所測定する。 (試験省略限度 300㎡)
	(粒度調整スラグ)	厚さ		-25以内			-8以内
		締固め度		96.5%以上			500㎡につき1箇所測定する。 (試験省略限度 300㎡)
	(アスファルト処理混合物)	厚さ		-15以内			-5以内
		締固め度		96.5%以上			1000㎡につき1組、厚さを測定後密度試験を行う。 (試験省略限度 500㎡)
		粒度 (%) 2.36mm		-8.5~+12.5以内			3000㎡につき1組測定を行う。 (試験省略限度 500㎡)
		粒度 (%) 75μm		-3.5~+4.5以内			
	(アスファルト処理混合物)	アスファルト量 (%)		-0.7以上			1000㎡につき1組、厚さを測定後密度試験を行う。 (試験省略限度 500㎡)
		厚さ		-9以内			
締固め度		96.5%以上		-7.0~+11.0以内			
粒度 (%) 2.36mm		-3.0~+4.0以内		±0.5以内			
(アスファルト処理混合物)	厚さ		-10以内	-3.5以内			
	締固め度		96.5%以上	-3.0~+4.0以内			

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

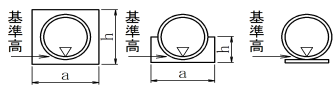
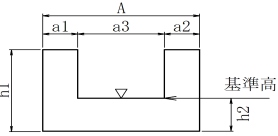
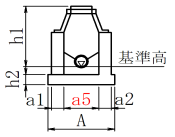
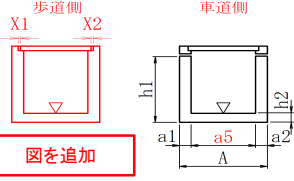
改定 (削除)

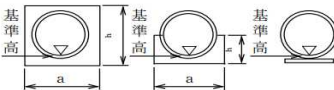
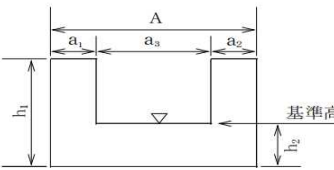
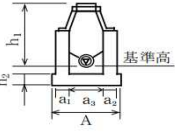
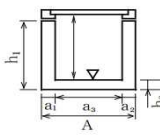
削除

現行 (P 4 4 - 4 5)

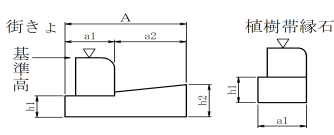
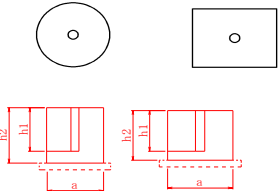
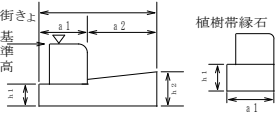
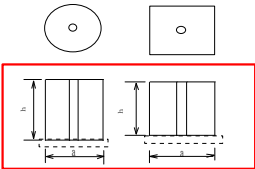
測定対象		規格値 (単位 mm)		管理基準	測定箇所	
工事	工種	測定項目	個々の測定値			平均値
舗装工事	共通	舗装面積 (本復旧)	設計値以上		※舗装種別毎に一覧表を作成し、集計する。	(注) (1) 路盤材(アスファルト処理混合物を除く)の高さ、厚さは、施工延長40mに1箇所の割合で測定する。施工延長が40m以下のものは、2箇所測定する。 (2) 粒度調整碎石、セメント処理混合物及び粒度調整スラグの締固め度は、最大乾燥密度に対する百分率で表す。なお、最大乾燥密度 JIS A 1210(突固めによる土の締固め試験方法)により求める。 (3) アスファルト混合物の締固め度は、基準密度(配水管工事標準仕様書の3.5.1.3、4)に対する百分率で表す。 (4) コアの採取1組は、3個以上とする。 (5) 資料の採取箇所は監督員の指示とする。 (6) 締固め度、粒度、アスファルト量は、試料3個の測定値の平均値×3を標準としており、規格値を外れた場合は、アスファルト舗装要綱等の×6、×10によることができる。なお、粒度、アスファルト量の試験に用いるコアは、厚さ及び密度の測定した後のコアを用いてよい。 (7) 上表の厚さの規格値は、各層に対するもので舗装の総厚の平均値は設計値を満足するものとする。 (8) 改質アスファルトを使用した場合は、2,000㎡につき試料1個(直径20cm×5cm)を採取し、ホイールトラック試験を行う。動的安定度試験は、3,000回/mm以上とする。 (9) 路面の浸透水量試験は、低騒音、排水性舗装及び透水性歩道舗装に行い、1,000㎡につき1組(3箇所以上/組)(試験省略限度500㎡未満)の割合で行う。
	下層路盤 (クラッシュラン) (クラッシュランスラグ)	路床高	±40以内		注(1)	
		厚さ	-45以内	-15以内		
	(粒度調整碎石)	厚さ	-25以内	-8以内	500㎡につき1箇所測定する。(試験省略限度 300㎡未満)	
		締固め度		96.5%以上		
	(セメント処理混合物)	厚さ	-25以内	-8以内	注(1)	
		締固め度		96.5%以上		
	(粒度調整スラグ)	厚さ	-25以内	-8以内	500㎡につき1箇所測定する。(試験省略限度 300㎡未満)	
		締固め度		96.5%以上		
	路盤 (アスファルト処理混合物)	厚さ	-15以内	-5以内	1000㎡につき1組、厚さを測定後密度試験を行う。CC C (試験省略限度 500㎡未満)	
		締固め度		96.5%以上		
		粒度(%) 2.36mm		-8.5~+12.5以内	3000㎡につき1組測定を行う。(試験省略限度 500㎡未満)	
		粒度(%) 75 μm		-3.5~+4.5以内		
	アスファルト量(%)		-0.7以上			
	基層 (アスファルトコンクリート層)	厚さ	-9以内	-3以内	1000㎡につき1組、厚さを測定後密度試験を行う。CCC (試験省略限度 500㎡未満)	
締固め度			96.5%以上			
粒度(%) 2.36mm			-7.0~+11.0以内	3000㎡につき1組測定を行う。(試験省略限度 500㎡未満)		
粒度(%) 75 μm			-3.0~+4.0以内			
アスファルト量(%)		±0.5以内				
基層 (セメントコンクリート層)	厚さ	-10以内	-3.5以内	1000㎡につき1組、厚さを測定後密度試験を行う。(試験省略限度 500㎡未満)		

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

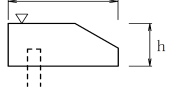
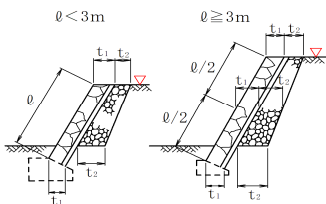
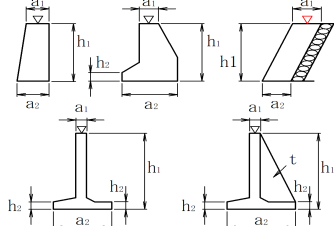
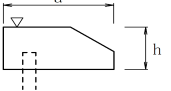
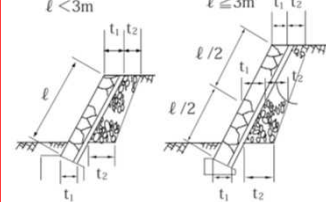
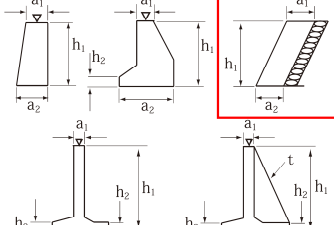
改定 (P 5 0 - 5 1)					
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所
工事	工種	測定項目			
街 築 工 事 (公道の場合は、施設管理者の基準による)	排水工 管きよ	基準高	± 3 0	基準高は、人孔 (ます) ごとに測定する。その場合は人孔 (ます) 間で1箇所割合で測定する。	
		幅 (a)	- 2 0		
		高さ (h)	- 2 0		
		延長	- 2 0 0		
	場所打ち側溝	基準高	± 3 0	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">規格値、管理基準についての記載内容を変更</div>	
		幅 (A, a ₃)	- 3 0		
		高さ (h ₁ , h ₂)	- 3 0		
		厚さ (a ₁ , a ₂)	- 2 0		
		延長 (L)	- 2 0 0		
	人 孔	基準高	± 3 0	<ol style="list-style-type: none"> 1 人孔については、各人孔ごとに測定する。 2 集水ますについては、2箇所に1箇所の割合で測定する。 3 集水ます縁塊と蓋との隙間は全ますを測定する。 	
		※ 幅 (A, a ₅ , a ₆)	- 3 0		
		隙 間 X1+X2	- 1 5		
		※ 高さ (h ₁ , h ₂)	- 3 0		
		※ 厚 さ (a ₁ ~ a ₄)	- 2 0		
	集水ます	※ 高さ (h ₁ , h ₂)	- 3 0	※は現場打ちの場合	
※ 厚 さ (a ₁ ~ a ₄)		- 2 0			

現行 (P 4 8 - 4 9)					
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所
工事	工種	測定項目			
街 築 工 事	排水工 管きよ	基準高	± 2 0	基準高は、人孔 (ます) ごとに測定する。その場合は人孔 (ます) 間で1箇所割合で測定する。	
		幅 (a)	- 2 0		
		高さ (h)	- 2 0		
		延長	- 1 0 0		
	場所打ち側溝	基準高	± 2 0	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">規格値、管理基準についての記載内容を変更</div>	
		幅 (A, a ₃)	- 2 0		
		高さ (h ₁ , h ₂)	- 2 0		
		厚 さ (a ₁ , a ₂)	- 1 0		
		延長 (L)	- 1 0 0		
	人 孔	基準高	± 2 0	<ol style="list-style-type: none"> 1 人孔については、各人孔ごとに測定する。 2 集水ますについては、2箇所に1箇所の割合で測定する。 	
		※ 幅 (A, a ₃)	- 2 0		
		※ 高さ (h ₁ , h ₂)	- 2 0		
		※ 厚 さ (a ₁ ~ a ₅)	- 1 0		
	集水ます	※ 高さ (h ₁ , h ₂)	- 2 0	※は現場打ちの場合	
		※ 厚 さ (a ₁ ~ a ₅)	- 1 0		

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

改定 (P 5 2 - 5 3)						
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所	
工事	工種	測定項目				
街 築 工 事 (公道の場合は、 施設管理者の基準による)	路面工 (街歩道止石石境)	基準高	± 3 0	延長40mごとに1箇所割合で測定する。(原則として測点で測定する。) 施工延長40m以下のものは2箇所測定する。 施工延長300m以上の場合は60mに1箇所割合で測定する。ただし、歩道止石は支道ごとに測定する。		
		幅 (A, a ₁ , a ₂)	- 3 0			
		高さ (h ₁ , h ₂)	- 3 0			
		延長 (L) (境石は除く)	- 2 0 0			
	街路灯、標識等の基礎工	幅 (a)	- 3 0	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">規格値、管理基準についての記載内容を変更</div> 		
		高さ (h ₂)	- 3 0			
		根入長 (h ₁)	設計値以上			
	公道の場合を追記					<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">図を変更</div>
	現行 (P 5 0 - 5 1)					
	測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所
工事	工種	測定項目				
街 築 工 事	路面工 (街歩道止石石境)	基準高	± 2 0	延長40mごとに1箇所割合で測定する。(原則として測点で測定する。) 施工延長40m以下のものは2箇所測定する。 施工延長300m以上の場合は60mに1箇所割合で測定する。ただし、歩道止石は支道ごとに測定する。		
		幅 (A, a ₁ , a ₂)	- 2 0			
		高さ (h ₁ , h ₂)	- 2 0			
		延長 (L) (境石は除く)	- 1 0 0			
	街路灯、標識等の基礎工	幅 (a)	- 2 0	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">3箇所1箇所割合で測定する。</div> 		
		高さ (h)	- 2 0			

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

改定 (P 5 4 - 5 5)						
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所	
工事	工種	測定項目				
擁壁工事	コンクリート基礎工	基準高 ▽	±30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。		
		幅 (a)	-30			
		高さ (h)	-30			
		延長 (L)	-200			
	石積(張)工 コンクリートブロック	基準高 ▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。 法長が変化する場合に変化点間の延長も測定する。 厚さは、法長が3m未満の場合は下端部及び上端部の2箇所、3m以上の場合は法長の中間部を加えた3箇所を測定する。		
		法長 (ℓ) $\ell < 3m$	-50			
		法長 (ℓ) $\ell \ge 3m$	-100			
		厚さ	石積・石張 (t_1)			-50
			裏込工 (t_2)			-50
		延長 (L)	-200			
	コンクリート擁壁工	基準高 ▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。 断面の変化点はすべて測点する。 延長は1施工箇所ごとに測定する。	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center; color: red; font-weight: bold;">測定箇所の基準高を追加</div> 	
		幅 (a_1)	-30			
		幅 (a_2)	-30			
		高さ $h_1 < 3m$	-50			
		高さ $h_1 \ge 3m$	-100			
		底版の高さ (h_2)	-20			
		延長 (L)	-200			
			規格値を変更			
現行 (P 5 2 - 5 3)						
測定対象			規格値 (単位 mm)	管理基準	測定箇所	
工事	工種	測定項目				
擁壁工事	コンクリート基礎工	基準高	±30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。		
		幅 (a)	-30			
		高さ (h)	-30			
		延長 (L)	-200			
	石積(張)工 コンクリートブロック	基準高	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。 法長が変化する場合に変化点間の延長も測定する。 厚さは、法長が3m未満の場合は下端部及び上端部の2箇所、3m以上の場合は法長の中間部を加えた3箇所を測定する。	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  </div>	
		法長 (ℓ) $\ell < 3m$	-50			
		法長 (ℓ) $\ell \ge 3m$	-100			
		厚さ	石積・石張 (t_1)			-50
			裏込工 (t_2)			-50
		延長 (L)	-200			
	コンクリート擁壁工	基準高	±30	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。 断面の変化点はすべて測点する。 延長は1施工箇所ごとに測定する。	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  </div>	
		幅 (a_1)	-20			
		幅 (a_2)	-20			
		高さ $h_1 < 3m$	-30			
		高さ $h_1 \ge 3m$	-50			
		床版の高さ (h_2)	-30			
		控壁の厚さ (t)	-10			削除
	延長 (L)	$L \leq 30m$ -30 $30m < L \leq 100m$ $-L / 1000$ $100m < L$ -100				

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

改定 (付録 表-1、表-2)

付録		表-1 水管橋外面塗装工事標準膜厚表 (工場塗装)					付録		表-2 水管橋外面塗装工事標準膜厚表 (現場溶接部)				
塗装仕様	塗装工程	塗料名	塗装回数	標準 使用量 g/㎡/回	目 標 膜 厚 μm/回	塗装仕様	一般部 塗装仕様	塗料名	塗装回数	標準 使用量 g/㎡/回	目 標 膜 厚 μm/回		
L-2	工場	変性エポキシ樹脂塗料 又は変性ウレタン樹脂塗料 (JIS K 5551 C種)	2	520	下塗	240	L-2 F	L-2	変性エポキシ樹脂塗料 又は変性ウレタン樹脂塗料 (JIS K 5551 C種)	4	220	下塗	240
		ポリウレタン樹脂塗料 (JIS K 5659)	1	180	中塗	30			ポリウレタン樹脂塗料 (JIS K 5659)	1	160	中塗	30
		ポリウレタン樹脂塗料 (JIS K 5659 3級以上)	1	150	上塗	25			ポリウレタン樹脂塗料 (JIS K 5659 3級以上)	1	130	上塗	25
L-2A	工場	変性エポキシ樹脂塗料 又は変性ウレタン樹脂塗料 (JIS K 5501 C種)	2	520	下塗	240	L-2 A F	L-2 A	変性エポキシ樹脂塗料 又は変性ウレタン樹脂塗料 (JIS K 5501 C種)	4	220	下塗	240
		シリコン変性アクリル樹脂塗料 (JIS K 5659)	1	180	中塗	30			シリコン変性アクリル樹脂塗料 (JIS K 5659)	1	160	中塗	30
		シリコン変性アクリル樹脂塗料 (JIS K 5659 2級以上)	1	150	上塗	25			シリコン変性アクリル樹脂塗料 (JIS K 5659 2級以上)	1	130	上塗	25
S-1	工場	厚膜無機ジンクリッチペイント (JIS K 5553 1種)	1	650	下塗	75	S-1 F	S-1	変性エポキシ樹脂塗料 又は変性ウレタン樹脂塗料 (JIS K 5551 C種)	5	220	下塗	300
		エポキシ樹脂塗料 (3コート) (JIS K 5551 B種)	1	170	下塗	-			変性エポキシ樹脂塗料 又は変性ウレタン樹脂塗料 (JIS K 5551 C種)	1	160	中塗	30
		エポキシ樹脂塗料 (JIS K 5551 B種)	1	300	下塗	60			ふっ素樹脂塗料 (JIS K 5659 1級)	1	130	上塗	25
		エポキシ樹脂塗料 (JIS K 5551 B種)	1	300	下塗	60							
		ふっ素樹脂塗料 (JIS K 5659)	1	180	中塗	30							
		ふっ素樹脂塗料 (JIS K 5659 1級)	1	150	上塗	25							
注 記		※1 WSP009-2010参照 ※2 全工場塗装を基本とする。 ※3 原則としてスプレー塗装とし、必要によりはけ又はローラ塗を併用する。					注 記 ※1 WSP009-2010参照 ※2 現場溶接部の塗装は、原則としてはけ又はローラ塗とする。						

WSPの仕様と整合を図った。

現行 (付録 表-1、表-2)

付録		表-1 水管橋外面塗装工事標準膜厚表 (一般部)					付録		表-2 水管橋外面塗装工事標準膜厚表 (現場溶接部)				
塗装仕様	塗装工程	塗料名	塗装回数	標準 使用量 g/㎡/回	目 標 膜 厚 μm/回	塗装仕様	一般部 塗装仕様	塗料名	塗装回数	標準 使用量 g/㎡/回	目 標 膜 厚 μm/回		
L-1	工場	変性エポキシ樹脂塗料	1	150	下塗	L-1 F	L-1	変性エポキシ樹脂塗料	1	240	下塗		
	現場	エポキシ樹脂 M I O 塗料	1	60	下塗			塩化ゴム系塗料	1	30	中塗		
L-2	工場	塩化ゴム系塗料	1	30	中塗	L-2 F	L-2	塩化ゴム系塗料	1	25	上塗		
	現場	変性エポキシ樹脂塗料	1	150	下塗			変性エポキシ樹脂塗料	1	240	下塗		
L-2A	工場	エポキシ樹脂 M I O 塗料	1	60	下塗	L-2 A F	L-2 A	ポリウレタン樹脂塗料用	1	30	中塗		
	現場	ポリウレタン樹脂塗料用	1	30	中塗			ポリウレタン樹脂塗料	1	25	上塗		
L-2A	工場	ポリウレタン樹脂塗料	1	25	上塗	L-2 A F	L-2 A	変性エポキシ樹脂塗料	1	240	下塗		
	現場	シリコン変性アクリル樹脂塗料	1	30	中塗			シリコン変性アクリル樹脂塗料	1	30	中塗		
L-3	工場	シリコン変性アクリル樹脂塗料	1	25	上塗	L-3 F	L-3	シリコン変性アクリル樹脂塗料	1	25	上塗		
	現場	有機ジンクリッチペイント	1	50	下塗			変性エポキシ樹脂塗料	1	300	下塗		
S-1	工場	エポキシ樹脂 M I O 塗料	1	60	下塗	S-1 F	S-1	ポリウレタン樹脂塗料用	1	30	中塗		
	現場	エポキシ樹脂 M I O 塗料	1	60	下塗			ポリウレタン樹脂塗料	1	25	上塗		
S-1	工場	ふっ素樹脂塗料用	1	30	中塗	S-1 F	S-1	変性エポキシ樹脂塗料	1	300	下塗		
	現場	ふっ素樹脂塗料	1	25	上塗			ふっ素樹脂塗料用	1	30	中塗		
注 記		※1 鋼板に一次防せいプライマーを塗装する場合は無機ジンクリッチプライマー または、 機能性プライマー (ジンク含有量が50%程度の無機ジンクプライマー) とする。 ※2 工場で上塗まで塗装する場合はエポキシ樹脂MIO塗料を同系の下塗塗料に変えて もよい。 ※3 現場で塗装する場合は、原則としてはけ塗りとする。					注 記 ※1 現場溶接部の塗装は原則としてはけ塗りとする。						

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

改定 (削 除)

削 除

現行 (P 6 0 参考資料 出来形管理表 (例))

出来形管理表 (例)

- 1 工 事 件 名 〇〇区〇〇〇丁目地先から同区〇〇〇丁目地先間配水本管(〇〇〇mm)布設替工事
- 2 工 事 番 号 配水工事第〇〇〇〇号
- 3 契 約 番 号 水契土第〇〇号
- 4 契 約 年 月 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 工 期 平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都〇〇区〇〇〇丁目〇〇〇番〇〇〇号

〇〇〇建設株式会社

現場代理人 〇〇〇〇〇 印

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

改定 (削 除)

削 除

現行 (P 6 1 参考資料 出来形管理表 (例))

出来形管理表 (例)

工事番号	第〇〇〇〇号	工 種	上層路盤 M-40	測定年月日	平成〇年〇月〇日
工 事	舗装工事	測定頻度	40mに1箇所	施工管理担当者	〇〇〇〇 (印)
		測定位置	透 距 ————	測 定 者	〇〇〇〇 (印)

通 加 距 離 測 定 箇 所	設計値(mm) t ₁ t ₂ t ₃	実測値(mm)			実測値(mm)			測定値(mm)			設計値との差(mm)			規格値(mm)
		h ₁	h ₂	h ₃	h ₁ '	h ₂ '	h ₃ '	t ₁	t ₂	t ₃	1	2	3	
始 点 部	150	270	250	240	100	100	100	170	150	140	+20	0	-10	-25以内
50 m	150	250	250	250	100	100	100	150	150	150	0	0	0	-25以内
100 m	150	240	240	250	100	100	100	140	140	150	-10	-10	0	-25以内
150 m	150	250	250	250	90	100	90	160	150	160	+10	0	+10	-25以内
200 m	150	250	250	250	100	100	100	150	150	150	0	0	0	-25以内
終 点 部	150	250	250	250	100	100	100	150	150	150	0	0	0	-25以内
								平均	150.5			+ 0.5		- 8以内

略 図		記 事
--------	--	--------

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

改定 (削 除)

削 除

現行 (P 6 2 参考資料 出来形管理表 (例))

出来形管理表 (例)

工事番号	第〇〇〇〇号	工種	管防護工	測定年月日	平成〇年〇月〇日
工 事	配水管工事 配水本管	測定頻度		施工管理担当者	〇〇〇〇 印
		測定位置	遮 距 92m	測 定 者	〇〇〇〇 印

通 加 距 離 測 定 箇 所	設計値(mm)	実測値(mm)	差(mm)	規格値(mm)	略 図	
A	1600	1605	+ 5	0 ~ +50	NO. 1連絡工 $\phi 600 \times \phi 600$ 	
B	2800	2820	+20	0 ~ +50		
H	1100	1100	0	0 ~ +50		
h	300	300	0	±50		
A1	1600	1605	+ 5	0 ~ +50		
H1	200	200	0	0 ~ +50		

記 事